

法人税申告へのアプローチ

会社の 決算・申告の実務

わかりやすい!

令和2年度



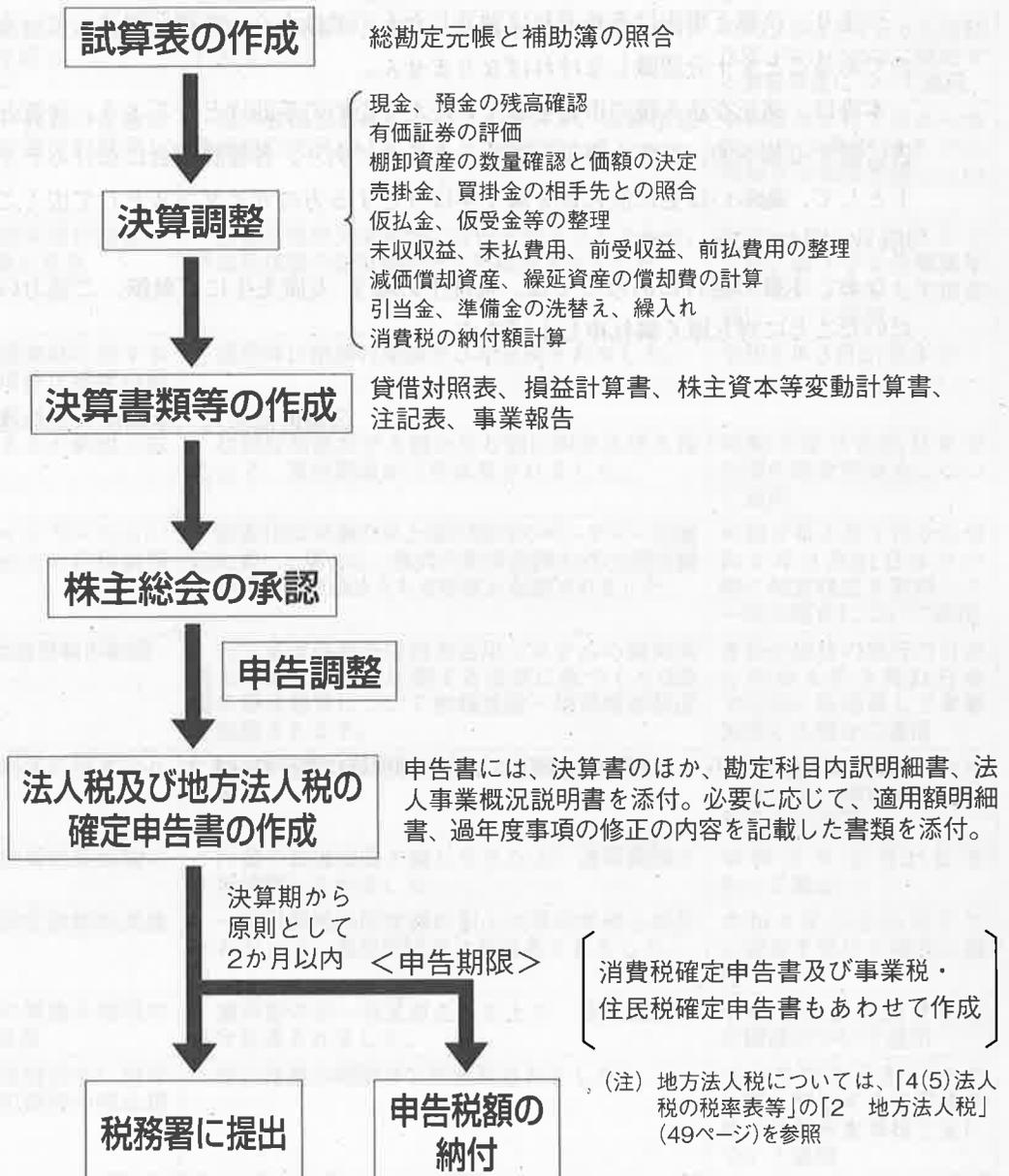
公益財団法人 全国法人会総連合

1 決算申告事務の流れ

決算・申告

会社は定款に定められている期間（事業年度）ごとに決算をまとめ、株主総会の承認等を受け、その決算（確定した決算）に基づいて法人税の確定申告書を作成します。

●決算・申告事務の流れ



(1) 決算調整

企業会計上の利益と法人税の課税所得は、その基本的な計算構造は同じですが、数字的には一致しないのが普通です。この違いを法人税法では、益金及び損金の額の計算に関する「別段の定め」として規定しています。

●決算調整と申告調整

企業会計上の利益を基にして法人税の課税所得を算出するための調整を「税務調整」といいます。「税務調整」には、「決算調整」と「申告調整」があります。

「決算調整」とは、法人が決算の際に税法所定の損金経理などを行うことを条件に損金算入を認めるといえるものです。「申告調整」とは、決算調整の対象にならないものでも申告の際、別表四において所得金額への加算・減算の調整を行うことをいいます。

●損金経理によってはじめて“損金算入”

損金経理とは、確定した決算において費用又は損失として経理することをいい、確定した決算とは、その事業年度の損益計算書等の計算書類について株主総会の承認等を得たものですので、その中で費用又は損失として処理されてはじめて“損金”となるわけです。

具体的には、次のような項目があります。

損金経理を要件に 損金算入できるもの	減価償却資産の償却費 繰延資産の償却費 特定の事由が生じた場合（災害など）の資産の評価損 一定の要件を満たす業績連動給与 交換により取得した資産の圧縮額 貸倒引当金繰入額 少額の減価償却資産の取得価額 少額の繰延資産の支出費用 切捨債権以外の貸倒損失
-----------------------	---

なお、その事業年度の決算確定日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法によって積み立てたときでも、次のようなものは損金として認められます。

剰余金の処分により 積立金として積み立 てたときでも損金算 入できるもの	特別償却準備金の積立額 特定資産の買換えにより取得した資産の圧縮積立金の積立額 国庫補助金等の特別勘定繰入額 特別修繕準備金など各種の準備金の積立額
---	---

(2) 申告調整

申告調整とは、公平な税負担や種々の政策目的のために、確定した決算利益等を確定申告書の作成段階で法人税の対象となる所得金額に調整するというものです。

●別表四における加算・減算

申告の際に作成する法人税申告書の別表四は、法人の決算上の利益金額等を基にして、これに税法所定の加算・減算の調整（申告調整）を加え、所得金額を計算するためのものです。

減算するものは、受取配当金、欠損金の繰戻しによる還付金などです。また、加算するものには、法人税、法人住民税等損金に算入されない租税公課、寄附金・交際費等の損金不算入額等があり、引当金等でも税法上の限度額を超えたものは当然これに含まれます。

●任意的調整事項と必須的調整事項

申告調整には、法人が申告書の作成に当たり申告調整を行った場合にのみその計算が認められる「任意的調整事項」と、必ず申告書の中で調整を行わなければならない「必須的調整事項」があります。

「任意的調整事項」は、法人にとって有利な取扱いが多いので、進んで確定申告書の中でその適用を受けるべきです。

また、「必須的調整事項」は、必ず法人が確定申告書の中で調整しなければならない事項です。確定申告書でこの調整を行っていない場合は、税務署から更正処分を受けることとなりますから、申告書の提出前には、再度、調整漏れがないかの確認が必要です。

「任意的調整事項」及び「必須的調整事項」の主なものは次の表のとおりです。

任意的調整事項	必須的調整事項
<ul style="list-style-type: none"> 受取配当等の益金不算入 別表八(一) 収用等による資産譲渡の場合の所得の特別控除 別表十(五) 所得税額控除 別表六(一) 研究開発税制等の法人税額の特別控除 別表六(六)~(三) 	<p>税法の規定により調整するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却資産の償却超過額 別表十六(一)~(五)、(七)、(八) 引当金の繰入限度超過額又は取崩額 別表十一(一)~(二) 損金に算入されない役員給与 寄附金、交際費等の損金不算入額 別表十四(二)、十五 益金計上の還付金等 青色申告に係る繰越欠損金の損金算入 別表七(一) 損金計上の法人税等 <p>公正妥当な会計処理の基準によっていないもの</p>

実務のポイント

○確定した決算において処理しなければ認められない事項を申告調整で処理していないか

2 決算調整

(4) 収 益

平成30年度改正により資産の販売等による収益の計上時期、金額等が法令上明らかにされました。ただし、監査対象法人以外の法人は原則として従前の取扱いによることもできます。

①収益の計上時期

●原則

資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供（以下「資産の販売等」といいます。）に係る収益の額は、原則として、その資産の販売等に係る目的物の引渡しの日又は役務の提供の日

に収益として計上します。

(1) 目的物の引渡しの日とは、例えば、出荷日、船積日、相手方に着荷した日、相手方の検収日、相手方において使用収益ができることとなった日等をいい、目的物の種類等、販売契約の内容等に応じ合理的な基準を選択し、これを継続適用しなければなりません。

(2) 役務の提供の日とは、履行義務の充足の態様に応じた次の日をいいます。

イ 役務の提供のうちその履行義務が一定の期間にわたり充足されるもの

その履行に着手した日から引渡し等の日（①物の引渡しを要する取引については、その目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日、②物の引渡しを要しない取引については、その約した役務の全部を完了した日）（以下同じ。）までの期間において役務が充足されていくそれぞれの日

ロ 役務の提供のうちその履行義務が一時点で充足されるもの
その引渡し等の日

●特例

(1) 法人が委託販売やガス、水道、電気等の販売をする場合等における収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従い、引渡し等の日に近接する日（契約効力発生日、検針日、仕切等精算書到達日等）において収益の額として経理した場合は、原則としてその近接する日に収益として計上します。

(2) 法人が資産の販売等について、上記の引渡し等の日又は引渡し等の日に近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理しなかった場合でも、その事業年度の確定申告で申告調整することにより、収益の額を計上することも認められています。

②収益の計上金額

資産の販売等に係る収益の額として益金の額に算入する金額は、原則として、資産の引渡しの際における価額又はその役務につき通常得べき対価の額（原則として資産の販売等につき第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額）（以下「時価」といいます。）に相当する金額です。

(注1) 値引きや割戻し（変動対価）による対価の変動の可能性がある取引については、一定の条件を満たす場合は、引渡し等の日の属する事業年度の確定した決算で、収益の額を減額又は増額して経理した金額は、引渡し等の時の価額の算定に反映させます。

(注2) 時価は、貸倒れ又は買戻しの可能性がある場合でも、その可能性がないものとした場合の価額とします。

2 決算調整

(5) 売上原価

各事業年度の売上原価の計算は、前期末の棚卸資産の評価額と期中の仕入金額との合計額から期末棚卸資産の評価額を差し引いたものとなります。

① 売上原価の構造

● 売上原価計算の3要素

企業の営業利益（損失）は、「(3)課税所得金額の計算」で示した損益計算書のとおり、売上高から売上原価を差し引いて計算した売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いて算出されます。

各事業年度の売上原価は、次の算式により計算します。

(①期首棚卸高+②当期仕入高)−③期末棚卸高=売上原価



このうち、期首棚卸高と当期仕入高は、帳簿上容易に確認できますので、売上原価を決定するうえで期末棚卸高の評価額を算出することは重要なポイントとなります。

実務のポイント

- 注文書控、納品書、請求書、入庫伝票、返品仕切書控等の原始記録から当期の仕入を正確に把握しているか
- 特に、期末に仕入れた商品、期末に不良の商品を返品した場合等、仕入、仕入返品、値引金額が、当期中に正確に記帳されているか
- 仕入、仕入返品と期末棚卸の整合性がとれているか
- 仕入勘定のなかに、自社で使用する型や測定工具等の資産の取得価額が含まれていないか
- 仕入先に対して差し入れた保証金等、資産計上すべき支払を仕入に計上していないか

② 棚卸

期末棚卸高は、当期の売上高に直接対応する売上原価の算定に欠くことのできないもので、棚卸数量の把握とその価額の決定は、決算手続の中でも最も重要なものです。

$$\boxed{\text{期末棚卸高}} = \boxed{\text{棚卸数量}} \times \boxed{\text{単価}}$$

● 棚卸資産とは

棚卸資産



- ・商品・製品（副産物・作業くずを含む）
- ・半製品
- ・仕掛品（半成工事を含む）
- ・主要原材料・補助原材料
- ・消耗品で貯蔵中のもの
- ・その他上記に準ずるもの

実務のポイント

- 預け在庫が漏れていないか
- 貯蔵品を一括損金算入し、資産に未計上となっていないか
- 棚卸原票（実地棚卸高）と決算上の期末棚卸高は一致しているか
- 実地棚卸高と帳簿棚卸高に差がある場合、その原因究明がなされているか
- 低価法を採用している場合の期末の時価は正味売却価額等としているか

● 期末棚卸高の算定

期末棚卸高

- 棚卸数量の把握
 - 実地棚卸
 - 帳簿棚卸
- 単価の決定
 - 原価法
 - 低価法

③ 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、その商品等の種類ごとに選定することができますが、法定評価方法は最終仕入原価法による原価法であり、他の評価方法を選択する場合は、事前に税務署長に届け出なければなりません。

〈原価法〉

1.個別法	個々の期末棚卸資産について実際の取得価額をもって評価する方法
2.先入先出法	期末に一番近い時期に仕入れたものから順に残っているものとして期末の評価額を計算する方法
3.総平均法	期首棚卸資産の取得価額の総額と期中に取得した棚卸資産の取得価額の総額との合計額をこれらの総数量で除したものを期末の一単位当たりの評価額とする方法
4.移動平均法	棚卸資産を取得するつど加重平均単価を算出し、期末に最も近い日における加重平均単価を期末の一単位当たりの評価額とする方法
5.最終仕入原価法	その事業年度の最後に取得したものの一単位当たりの取得価額を期末棚卸資産の一単位当たりの評価額とする方法
6.売価還元法	棚卸資産をその種類等又は差益率*の異なるごとに区別し、その区分の同じものについて、期末棚卸資産の通常の販売価額の総額（売価）に原価率を乗じて計算したものを期末の評価額とする方法 * 差益率＝販売予定価額から取得価額を控除した差額の販売予定価額に対する割合

〈低価法〉

低価法とは、上記の原価法のうちいずれかの方法により算出した評価額とその事業年度終了の時の時価（正味売却価額等）とを比較し、いずれか低い価額をもって評価額とする方法です。

なお、棚卸資産の評価額を低価法により評価した場合でも、翌期以降においては原価法により評価した価額を評価額とします（洗替え低価法）。

2 決算調整

(6) 給与

使用人に対する給与は原則として損金算入されますが、役員給与については、一定の給与以外のものは損金不算入となります。

① 役員給与

● 損金算入される役員給与

法人がその役員に対して支給する役員給与のうち損金算入されるものは次のものです。

(1) 利益その他の業績を示す指標を基礎として算定される役員退職給与に該当しない役員退職給与（例えば、勤続期間を基礎として算定される役員退職給与など）

(2) 使用人兼務役員（12ページ）の使用人部分給与

(3) 上記以外の役員給与のうち次のいずれかに該当するもの

① 定期同額給与 ② 事前確定届出給与 ③ 一定の業績連動給与

ただし、上記記載の給与であっても不相当に高額な部分の役員給与（12ページ参照）や事実を隠ぺい又は仮装して経理することにより支給する役員給与は、損金算入されません。

● 定期同額給与

定期同額給与とは、次の給与です。

(1) 支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与（定期給与）で、その事業年度の各支給時期における支給額又は手取額（源泉所得税、社会保険料等の源泉徴収等の後の金額）が同額であるもの

(2) 定期給与の額の改定が以下によるものであり、かつ、改定の前後で期間を区分し、それぞれの期間中の各支給時期において支給される定期給与の額が同額であるもの

イ その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月（確定申告書の提出期限の延長の特例の指定を受けている法人は、その指定に係る月数に2を加えた月数）を経過する日までにされた改定

ロ その事業年度における役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情の臨時改定事由による改定（イの場合を除きます。）

ハ その事業年度において経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由の業績悪化改定事由による減額改定（イ及びロの場合を除きます。）

(3) 継続的に供与される経済的利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの

● 事前確定届出給与

(1) 事前確定届出給与の内容

事前確定届出給与とは、所定の時期に、確定した額の金銭等を交付する旨の定めに基づいて支給される給与で、納税地の所轄税務署長に事前確定届出給与の届出をして

2 決算調整

(7) 交際費等

法人が支出する交際費等の額は、冗費を節約して企業の自己資本を充実し企業体質の強化を図るといった政策的見地等から、法人税法上その全額又は一部の金額は損金算入されません。

●交際費等とは

交際費等とは、交際費、接待費、機密費などの費用で、法人がその取引先等、事業に係る者等に対する接待、供応、慰安、贈答などのために支出したものです。

ただし、1人当たり5,000円以下の飲食費は、交際費等から除かれます。

また、ここでいう「飲食費」とは、飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員、従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出されるもの（いわゆる社内交際費）は除きます。）をいいます。

●交際費等の具体例

勘定科目	区分	税法上の交際費等の例示	交際費等に含まれない費用の例示
人件費		—	○低廉譲渡、個人的費用
福利厚生費		○記念行事における宴会、記念品等の費用で主として右以外のもの ○得意先・仕入先等への慶弔費用 ○特定従業員だけの忘年会・新年会等費用	○従業員慰安の運動会・旅行等費用 ○社内行事において従業員に一律に供与される飲食費用 ○従業員に一定の基準で支給される慶弔・表彰の費用
旅費交通費		○接待等のためのハイヤー、タクシー代	○展示会・工場見学等への招待費用（交通費・食事・宿泊代等）
広告宣伝費		○右以外の金品の交付、旅行等の費用	○カレンダー、手帳等の多数の者に宣伝を意図して交付する少額物品 ○一般消費者（不特定多数の者）に抽せん、引換券付販売により交付する金品、旅行等の費用 ○一般消費者への試食、モニター謝礼等の費用 ○得意先への見本品、試用品、商慣習としての模型等の費用
販売促進費 売上割戻し		○売上高等に比例して交付するものであっても、右以外のもの、あるいは旅行等への招待費用又はその負担額として交付するもの	○売上高等に比例して事業者へ交付する金銭、事業用資産・少額物品 ○得意先への景品付販売で景品が少額かつ種類及び金額の確認できるもの
支払手数料 会議費 会費 等		○契約による手数料等であっても、相手方の従業員に対するもの ○取引の謝礼等として交付する金品の費用 ○ゴルフクラブの年会費、プレー代、ロッカー料や社交団体の入会金、会費等	○契約で明らかな役務提供を受け、それ相応の金品を契約で交付した手数料等 ○会議に関連した弁当・飲食等の費用（社内又は通常会議を行う場所において、通常供与される昼食程度のもの） ○寄附金

(注) 交際費、接待費等の名義をもって支出した金銭でも、その費途が明らかでないものは、損金に算入されません。

●交際費等の損金不算入額の計算

(1) 資本金の額等が100億円超の大法人

交際費等の額（全額）^(注1)

(2) 中小法人^(注2)

①又は②の金額

① 交際費等の額－定額控除限度額^(注3)

② 交際費等の額－接待飲食費^(注4)の額×50%

(3) 中小法人以外の法人

交際費等の額－接待飲食費の額×50%

(注1) 令和2年4月1日より資本金の額等が100億円超の大法人について、接待飲食費の50%損金算入特例が廃止されました。

(注2) 「中小法人」とは、普通法人のうち、期末における資本金の額が1億円以下のもので、資本金の額が5億円以上である法人の100%子法人でないものなどです。

(注3) 定額控除限度額＝800万円×その事業年度の月数／12

(注4) 「接待飲食費」とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員、従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出されるものは除きます。）をいいます。

実務のポイント

- 飲食費又は接待飲食費に社内飲食費が含まれていないか
- 交際費等の中に1人当たり5,000円以下の飲食費が含まれていないか
- 交際費等から除かれる1人当たり5,000円以下の飲食費について、飲食のあった年月日、参加者の氏名、参加人数、飲食店名などを記載した書類を保存しているか
- 接待飲食費については、飲食のあった年月日、参加者の氏名、飲食店名などを帳簿書類に記載しているか
- 製造原価、棚卸資産又は固定資産の取得価額に含めた交際費等を抽出しているか
- 交際費等以外の費用科目のうちに交際費等に該当するものはないか
- 交際費等の額には未払交際費等の額を含めているか
- 消費税等の経理処理について税抜経理方式を適用している場合は、交際費等に係る控除対象外消費税額等に相当する金額を交際費等の額に加算しているか
- 消費税等の経理処理について税込経理方式を適用している場合は、交際費等に係る消費税等の額を交際費等の額から減算していないか
- 渡切交際費について源泉徴収の対象としているか
- 平成22年10月1日以後解散した法人の清算中の各事業年度については交際費等の損金不算入額の計算をしているか

② 少額減価償却資産など

少額減価償却資産は、通常の減価償却のほかに一括で損金算入するなどの方法を選択できます。

● 取得価額が少額の減価償却資産などの償却方法



(*) 一括償却資産とした場合の償却限度額

$$\text{償却限度額} = \text{一括償却対象額}^{\ast} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{36}$$

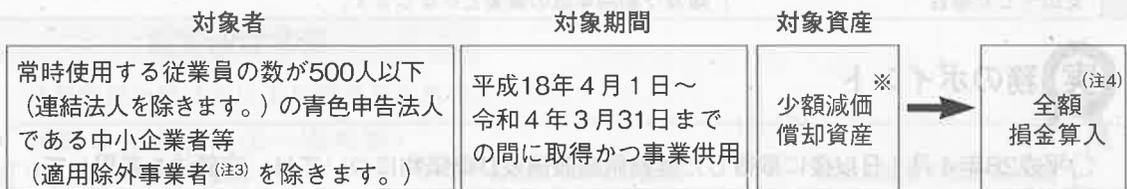
※一括償却対象額とは、各事業年度における対象資産の取得価額の合計金額をいいます。

(注1) 一括償却資産とした場合、対象資産の一部又は全部について滅失又は除却等があっても考慮しません。

(注2) 一括償却資産とした資産については、固定資産税（償却資産税）の課税対象とはなりません。

● 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

青色申告法人である中小企業者等（適用除外事業者^(注3)を除きます。）で常時使用する従業員の数が500人以下の法人（連結法人を除きます。）が少額減価償却資産（取得価額が10万円以上かつ30万円未満の減価償却資産^{*}で他の特別償却などの規定の適用を受けるもの以外のもの）を取得して事業の用に供した場合には、取得価額の全額を損金算入することができます。

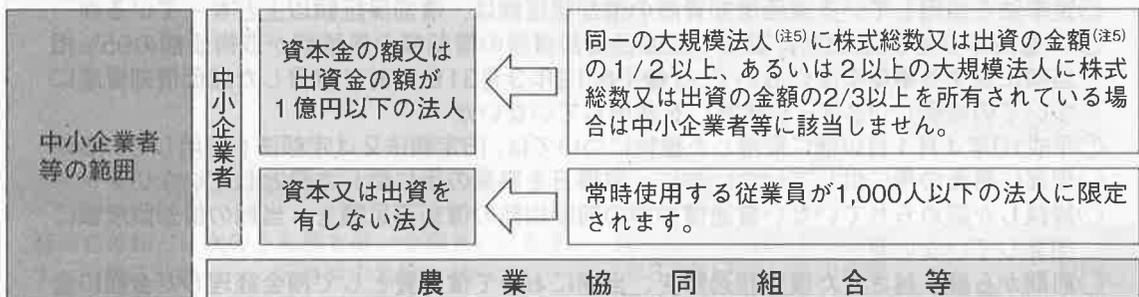


(注3) 「適用除外事業者」については「●適用除外事業者とは」（21ページ）を参照してください。

(注4) その事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超える場合には、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とします。

※この制度を利用した場合には、固定資産税（償却資産税）の課税対象となります。

● 中小企業者等とは



(注5) 平成31（令和元）年度改正により「大規模法人」と「株式総数又は出資の金額」の範囲が見直されました。

(9) 特別償却及び税額控除

法人が特定の減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合には、中小企業対策などの政策目的のために、普通償却額のほかに特別償却額の損金算入又は税額控除が認められています。

●特別償却及び税額控除

特別償却とは、中小企業対策などの政策目的のために、普通償却額に加えて減価償却資産の取得価額の一定割合の特別償却額の損金算入が認められる制度です。多くの規定において、中小企業者等には特別償却額の損金算入と税額控除の選択適用が認められています。

中小企業者等を対象とする主な制度は次のとおりです。

- ① 中小企業投資促進税制（措法42条の6）【特別償却と税額控除】
 - ② 中小企業経営強化税制（措法42条の12の4）【特別償却と税額控除】
 - ③ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制（措法42条の12の3）【特別償却と税額控除】
 - ④ 中小企業防災・減災投資促進税制（措法44条の2）【特別償却】
- 広く、青色申告法人を対象とするものとして、次のような制度があります。
- ⑤ 省エネ再エネ高度化投資促進税制（措法42条の5、43条）【特別償却と税額控除】

税額控除には、上で述べたほか、租税特別措置法の規定による試験研究を行った場合の法人税額の特別控除や、法人税法の規定による、利息や配当の受取時に源泉徴収された所得税について、法人税の前払として精算する所得税額の控除等があります。

租税特別措置法上の代表的な規定としては、次の税額控除制度があります。

- ⑥ 研究開発税制（措法42条の4）
- ⑦ 賃上げ及び投資の促進に係る税制（措法42条の12の5）

●適用除外事業者とは

適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の平均所得金額が15億円を超える法人をいい、平成31年4月1日以後開始事業年度において、上記「●特別償却及び税額控除」の①～⑦を含む租税特別措置法上の一定の措置（軽減税率の適用等）については、その適用対象から除かれます。

① 中小企業投資促進税制

●特別償却と税額控除

中小企業者等（適用除外事業者^(註)を除きます。）が平成10年6月1日から令和3年3月31日までの間に取得等して、指定事業の用に供した**特定機械装置等**（特定機械装置等のうち内航船舶以外の資産については貸付けの用に供したものは除きます。）については、特別償却が認められます。また、特定中小企業者等は、特別償却に代えて税額控除を受けることもできます。

2 決算調整

なお、所有権移転外リース取引^(注2)により取得した特定機械装置等については、税額控除は適用できますが、特別償却は適用できません。

(注1)「適用除外事業者」については「●適用除外事業者とは」(21ページ)を参照してください。

(注2)「所有権移転外リース取引」については「(13)リース取引」(41ページ)を参照してください。

適用対象法人

この制度の対象となる法人は、青色申告法人である中小企業者等^(注3)です。

また、特定中小企業者等とは、資本金3,000万円以下の法人及び農業協同組合等です。

(注3)「中小企業者等」の範囲については「●中小企業者等とは」(20ページ)を参照してください。

適用対象資産(特定機械装置等)

- (1) 1台又は1基の取得価額が160万円以上の機械及び装置
- (2) 1台又は1基の取得価額が120万円以上の測定工具及び検査工具
- (3) 取得価額の合計額が120万円以上の測定工具及び検査工具(1台又は1基の取得価額が30万円以上のものに限り、)
- (4) 取得価額が70万円以上のソフトウェア(販売用の原本及び開発研究用のもの等を除きます。)^(注4)
- (5) 貨物の運送の用に供される車両総重量が3.5トン以上の普通自動車
- (6) 内航船舶

(注4) (4)のソフトウェアについては、その事業年度に取得等して指定事業の用に供したもの(「●取得価額が少額の減価償却資産などの償却方法」(20ページ)の適用を受けるものを除きます。)の取得価額の合計額が70万円以上のものも含まれます。

指定事業

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除きます。)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、情報通信業、損害保険代理業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合(他に分類されないもの)及びサービス業(他に分類されないもの)

(注5) 不動産業、物品賃貸業(駐車場業を除きます。)、娯楽業(映画業を除きます。)等は対象になりません。

償却限度額

償却限度額 = 普通償却限度額 + 特別償却限度額 (特定機械装置等の基準取得価額^(注6) × 30%)

(注6)「基準取得価額」とは、特定機械装置等の取得価額をいいます。ただし、内航船舶については取得価額の75%相当額です。

税額控除限度額及び繰越税額控除

- (1) 税額控除限度額

税額控除限度額^{(注7)(注9)} = 特定機械装置等の基準取得価額 × 7%

(注7) 税額控除限度額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合は、その法人税額の20%相当額を限度とします。

(2) 繰越税額控除

その事業年度に繰越税額控除限度超過額（その事業年度の開始の日前1年以内に開始した各事業年度の税額控除限度超過額）^(注8)^(注9)がある場合は、その事業年度の法人税額から控除すること（繰越税額控除）が認められます。

(注8) 繰越税額控除限度超過額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その法人税額の20%相当額を限度とします。

(注9) ①中小企業投資促進税制、②中小企業経営強化税制、③商業・サービス業・農林水産業活性化税制の税額控除限度額と繰越税額控除限度超過額の合計額は、その事業年度の法人税額の20%相当額を超えることはできません。

② 中小企業経営強化税制

● 特別償却と税額控除

青色申告法人である一定の中小企業者等（適用除外事業者^(注1)を除きます。）が平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得等して、指定事業の用に供した特定経営力向上設備等（貸付けの用に供したものは除きます。）については、特別償却又は税額控除が認められます。

なお、所有権移転外リース取引^(注2)により取得した特定機械装置等については、税額控除は適用できますが、特別償却は適用できません。

(注1) 「適用除外事業者」については「●適用除外事業者とは」(21ページ)を参照してください。

(注2) 「所有権移転外リース取引」については「(13)リース取引」(41ページ)を参照してください。

適用対象法人

この制度の対象となる法人は、青色申告法人である中小企業者等及び中小企業等協同組合等のうち中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画を策定し所管大臣の認定を受けた法人です。

適用対象資産

この制度の対象となる特定経営力向上設備等とは、次の(1)の「経営力向上設備等」のうち(2)の「取得価額要件」を満たすものです。

(1) 経営力向上設備等

経営力向上設備等とは、「生産性向上設備」、「収益力強化設備」及び「デジタル化設備」をいい、その法人の中小企業等経営強化法の認定に係る経営力向上計画に記載されたものです。

イ 「生産性向上設備」

「生産性向上設備」とは、生産等設備^(注3)を構成する機械及び装置、工具（測定工具及び検査工具に限ります。）、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェア^(注4)（設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限ります。）で、一定の規模以上のものをいい、次のいずれの要件にも該当するもの^(注5)です。ただし、ソフトウェア及び旧モデルがないものは①の要件に該当するものです。

(2) 繰越税額控除

その事業年度に繰越税額控除限度超過額（その事業年度の開始の日前1年以内に開始した各事業年度の税額控除限度超過額）^(注9)^(注10)がある場合は、その事業年度の法人税額から控除すること（繰越税額控除）が認められます。

(注9) 繰越税額控除限度超過額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合は、その法人税額の20%相当額を限度とします。

(注10) ①中小企業投資促進税制、②中小企業経営強化税制、③商業・サービス業・農林水産業活性化税制の税額控除限度額と繰越税額控除限度超過額の合計額は、その事業年度の法人税額の20%相当額を超えることはできません。

③商業・サービス業・農林水産業活性化税制

●特別償却と税額控除

特定中小企業者等（適用除外事業者^(注1)を除きます。）が平成25年4月1日から令和3年3月31日までの間に経営改善設備を取得等して指定事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合は除きます。）には、特別償却が認められます。また、一定の特定中小企業者等は、特別償却に代えて税額控除を受けることもできます。

なお、所有権移転外リース取引^(注2)により取得した経営改善設備については、税額控除は適用されますが、特別償却は適用されません。

(注1) 「適用除外事業者」については「●適用除外事業者とは」(21ページ)を参照してください。

(注2) 所有権移転外リース取引については「(13)リース取引」(41ページ)を参照してください。

適用対象法人

この制度の対象となる特定中小企業者等は、青色申告法人で認定経営革新等支援機関等^(注3)による経営改善に関する指導及び助言を受けた①中小企業者^(注4)及び②中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商店街振興組合です。ただし、認定経営革新等支援機関等はこの制度の対象となる特定中小企業者等から除外されます。

また、この制度のうち税額控除の適用ができる一定の特定中小企業者等とは、資本金3,000万円以下の法人です。

(注3) 「認定経営革新等支援機関等」とは、認定経営革新等支援機関（金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等）、商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、農業協同組合、漁業協同組合、生活衛生同業組合などです。

(注4) 「中小企業者」の範囲については「●中小企業者等とは」(20ページ)を参照してください。

適用対象資産

この制度の対象となる経営改善設備とは、認定経営革新等支援機関等の指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い取得等する次の減価償却資産で、認定経営革新等支援機関等の指導、助言及び「売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであること」について確認を受けた旨を明らかにする書類（経営改善指導助言書類）に記載されたものです。

(1) 1台又は1基の取得価額が30万円以上である器具及び備品

(2) 一の取得価額が60万円以上である建物附属設備

⑦賃上げ及び投資の促進に係る税制

●税額控除

青色申告法人が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者^(注1)に支給した給与等の額が前事業年度の支給額を超えるなど一定の場合には、税額控除が認められます。

(注1)「国内雇用者」とは、法人の使用人(役員の特権関係者及び使用人兼務役員を除きます。)のうちその法人の国内の事業所に勤務する者として賃金台帳に記載された者です。

適用要件

この制度の適用要件は次表のとおりです。

なお、この制度は、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度との重複適用が認められます。

適用法人等 適用要件	原則(中小企業者等 ^(注2) を含む)	
	中小企業者等	
雇用者給与等 増加要件	①	雇用者給与等支給額 ^(注3) > 比較雇用者給与等支給額 ^(注4)
継続雇用者給与等 増加要件	②	⑤ (継続雇用者給与等支給額 ^(注5) － 継続雇用者比較給与等支給額 ^(注6)) ÷ 継続雇用者比較給与等支給額 ≥ 1.5%
		⑥ (継続雇用者給与等支給額－ 継続雇用者比較給与等支給額) ÷ 継続雇用者比較給与等支給額 ≥ 2.5%
設備投資に係る 要件	③	国内設備投資額 ^(注7) ≥ 当期償却費総額 ^(注8) × 95% ^(注9)
税額控除割増要件	④	⑦ (教育訓練費の額 ^(注10) － 比較教育訓練費の額 ^(注11)) ÷ 比較教育訓練費の額 ≥ 20%
		⑧ 経営力向上の証明がされたもの ^(注13)

(注2)「中小企業者等」の範囲については「●中小企業者等とは」(20ページ)を参照してください。ただし、適用除外事業者(21ページ参照)は除きます。

(注3)「雇用者給与等支給額」とは、適用年度の損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額です。

(注4)「比較雇用者給与等支給額」とは、適用年度の前事業年度の損金の額に算入された国内雇用者に対する給与等の支給額です。

(注5)「継続雇用者給与等支給額」とは、継続雇用者(適用年度及びその前事業年度等の全期間において給与等の支給を受けた国内雇用者)に係る適用年度における給与等の支給額です(適用年度及びその前事業年度の全期間において、雇用保険法に規定する一般被保険者に該当する者に支給したものに限り、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する継続雇用制度の対象者に支給したものを除きます。)

(注6)「継続雇用者比較給与等支給額」とは、(注5)の継続雇用者に対する適用年度の前事業年度等における給与等の支給額です。

(注7)「国内設備投資額」とは、法人が適用年度に取得等した国内にあるその法人の事業の用に供する①建物及びその附属設備、②構築物、③機械及び装置、④船舶、⑤航空機、⑥車両運搬具、⑦工具及び器具備品、⑧無形固定資産、⑨生物で、その適用年度終了の日において有するものの取得価額の合計額(資本的支出の額を含みます。)です。

(注8)「当期償却費総額」とは、法人が有する減価償却資産につき適用年度に償却費として損金経理をした金額の合計額です。

3 申告調整

青色欠損金の繰越控除と欠損金の繰戻還付

青色申告法人について欠損金が生じた場合には、原則として翌事業年度以降に繰り越して損金算入しますが、前事業年度に繰り戻して法人税額の還付を受けることもできます。

●青色欠損金の繰越控除

青色欠損金の繰越控除とは、法人の各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額^(注1)がある場合には、その欠損金額に相当する金額を、次の法人及び繰越控除をする事業年度の区分に応じてそれぞれ次の金額を限度として損金算入するものです。ただし、欠損金額の生じた事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出していることが必要です。

法人及び繰越控除をする事業年度		控除限度額	
①	中小法人 ^(注2) 、公益法人等、協同組合等及び人格のない社団等	繰越控除前の所得金額相当額	
②	①以外の法人で更生手続開始の決定、再生手続開始の決定等の日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度		
③	①以外の法人で設立の日から7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度		
④	上記①ないし③以外の法人	平成27年3月31日以前開始事業年度	繰越控除前の所得金額の80%相当額
		平成27年4月1日以後開始事業年度	繰越控除前の所得金額の65%相当額
		平成28年4月1日以後開始事業年度	繰越控除前の所得金額の60%相当額
		平成29年4月1日以後開始事業年度	繰越控除前の所得金額の55%相当額
		平成30年4月1日以後開始事業年度	繰越控除前の所得金額の50%相当額

(注1) 青色欠損金の繰越期間は、発生した事業年度により次のとおりです。

- ① 平成20年4月1日以後に終了した事業年度……9年
- ② 平成30年4月1日以後に開始する事業年度……10年

(注2) 「中小法人」とは、普通法人のうち期末における資本金の額が1億円以下のもので、資本金の額が5億円以上である法人の100%子会社でないものをいいます。

●欠損金の繰戻還付

欠損金の繰戻還付とは、青色申告書を提出する事業年度において欠損金額が生じた場合に、その事業年度の前1年以内に開始したいずれかの事業年度（還付所得事業年度）にその欠損金額を繰り戻して、還付所得事業年度の法人税額の還付を受けることができる制度ですが、中小法人^(注2)、公益法人等、人格のない社団等以外の法人は、平成4年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する事業年度において生じた欠損金額については、解散等の事実が生じた場合などを除き、原則としてこの制度の適用が停止されています。

ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた青色欠損金については、資本金の額等が10億円を超える大規模法人等以外の法人は、繰戻還付を受けることが可能となりました。